

滋賀県立

# 聴覚障害者セシタリ

だより



-54号-

発行日／平成20年7月30日  
発行所／草津市大路2丁目 11-33

TEL 077-561-6111  
077-561-6133

ホームページ  
<http://www.shigajou.or.jp>

## 新型インフルエンザの取り組み

所長 石野 富志三郎

### ● 第二波に備えておくべき ●

今年6月12日にWHO（世界保健機構）がフェーズ6を宣言されました。

龍谷大は最近、新型インフルエンザ感染のため、授業を5日間休講して同大学生三千人に自宅待機措置をとることを決めたそうです。滋賀県内では7月5日現在感染9人目と聞いています。新型インフルエンザは秋冬に向けて、いつ全国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況となっています。

滋賀県立聴覚障害者センターは、5月20日から26日まで県の要請により休館、この期間だけでもインフルエンザと別に、医療関係の手話通訳・

要約筆記派遣依頼が50本以上あります

したが、幸いに感染が発生しませんでした。県健康推進課によると、発熱相談センターに聴覚障害者が発熱、FAX相談されたそうですが、これも快方に向かいました。

同センターでは、5月29日付けで県障害者自立支援課長宛に「新型インフルエンザにおける聴覚障害者への対応について」文書を提出、今後の課題に手話通訳・要約筆記の派遣における適切な現状把握、市町や医療機関等との連携など対応策を求めています。

万一、聴覚障害者やその家族、支

援者たちに発生した場合の対応を真剣に考えておく必要があるでしょう。情報不足をどうカバーしていくか、

援者たちに発生した場合の対応を真剣に考えておく必要があるでしょう。情報不足をどうカバーしていくか、

秋冬の第2波に備えておくために県と密に連携して検討してまいりたいと思います。

### ● コミュニケーション支援として ●

県内で最初の新型インフルエンザ患者が5月21日に発生したことにより、県から同日から26日の6日間、集会、スポーツ、行事、イベント等の自粛要請がなされ、手話通訳者や要約筆記者の派遣予定の行事等も中止や延期となり、取り消しの対応に追われました。

一方、定期的に医療機関に受診が必要な聴覚障害者の依頼には、派遣する手話通訳者の健康状態の確認を行い、マスクの着用や手荒い等の予防対策に重点を置き、依頼に応えました。また、感染を予防するには、新型インフルエンザの知識や感染予防方法等の正確な情報が必要不可欠であり、聴覚障害者対象の学習会の実施にも努めました。

県は国からの指針を受け、新型インフルエンザに感染していると疑われる障害者が、医療機関を受診する際のコミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）について、実施にあたっての留意点を、滋賀県健

康福祉部障害者自立支援課長名で各市町障害保健福祉主管課長に通知（H21・5・21）しました。このことを受け当センターから、「新型インフルエンザ対策におけるコミュニケーション支援事業等について」及び「保健所聴覚障害者発熱相談対応マニュアル」について提案を行い、29日に県とセンターと協議の場を持ちました。筆談で十分なコミュニケーションが図れない重度の聴覚障害者が感染した場合、早ければ今秋頃から新型インフルエンザの大流行が懸念される状況で、情報保障を担う手話通訳者の位置づけ（健康管理、補償制度）等の、派遣方針及び派遣体制の整備が急務の課題となっていました。

国の運用指針も状況に則して改訂されており、今後も県や医療機関、関係団体と連携して情報交換や検討の場を持ち、聴覚障害者が安心して医療を受けられる体制作りが求められます。

## 特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会

### 平成21年度総会および第5回施設大会

6月24日（水）から2日間にわたって、全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会および第5回全国聴覚障害者情報提供施設大会が福岡市市民福祉プラザで開催されました。

まず、1日目の総会では、昨年度の事業報告や決算、今年度の事業計画や予算などの審議を行いました。引き続き行われた施設大会では、「障害者権利条約と合理的配慮」をテーマに全国自立生活センター協議会副代表 東（ひがし）俊祐氏による講演。

続いて、「障害者福祉施策の現状と課題及び著作権法の改正について」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 情報支援専門官 東（あずま）秀明氏より行政説明がありました。

2日日のレポート発表では著作権法の一部改正について、改正内容とその問題点、映像等の音声に関する字幕・手話での複製が、権利者の許諾なしに可能になる一方で、既に著作権者等が、字幕・手話を付けていきる作品はあらためて複製出来ないこ



とや、貸出を行う際には著作権者等に補償金を支払わなければならないことなども盛り込まれたことなど課題がいくつか示されました。

最後のブロック会議（左写真）で

は各府県から課題が出しあわれ、新型インフルエンザの対応の問題、裁判員制度や専門教育現場への派遣にかかる基準等の問題、広域派遣の対応などが話し合われ、これらに関する問題に関しては近畿・東海ブロック

おいて今話題の「新型インフルエンザ」について現在の状況と予防法について長浜保健所の職員の方からお話を伺い、参加者は熱心に聞いておられました。

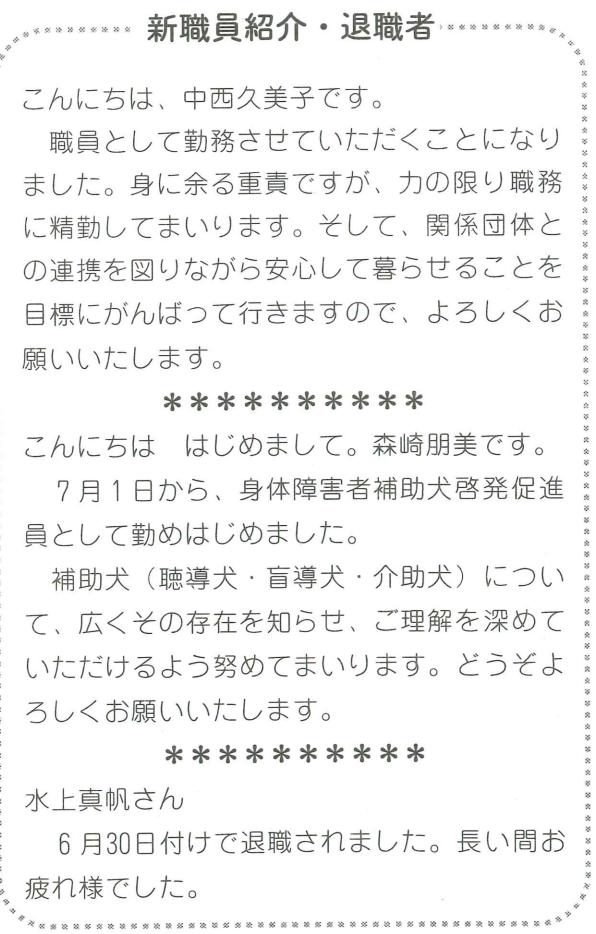
参加者からは、「ニュースや新聞から新型インフルエンザが報道されていたが、字幕がないことが多い」という意味が掴めなかった。今回説明を聞いて理解できた」「これまでレベル

1～6が風邪の軽重度と勘違いしていく、レベル6になつて怖がつてたが、違うことがわかつて安心した」など感想が寄せられていました。

最後にインフルエンザは自己の予防が大切。「手洗いとうがい」は必ず行い、「十分な休養」「人混みを避ける」室内を適度な温度・湿度にする」「外出時にマスク」など注意をしましょと話され締めくくられました。

## 新型インフルエンザに備えて 仲間と学びました。

クは会議を岐阜で開催し、担当者レベルで協議することになりました。



### 新職員紹介・退職者

こんにちは、中西久美子です。

職員として勤務させていただくことになりました。身に余る重責ですが、力の限り職務に精勤してまいります。そして、関係団体との連携を図りながら安心して暮らすことを目指にがんばって行きますので、よろしくお願ひいたします。

\*\*\*\*\*

こんにちは はじめまして。森崎朋美です。

7月1日から、身体障害者補助犬啓発促進員として勤めはじめました。

補助犬（聴導犬・盲導犬・介助犬）について、広くその存在を知らせ、ご理解を深めていただけるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

\*\*\*\*\*

水上真帆さん

6月30日付けで退職されました。長い間お疲れ様でした。

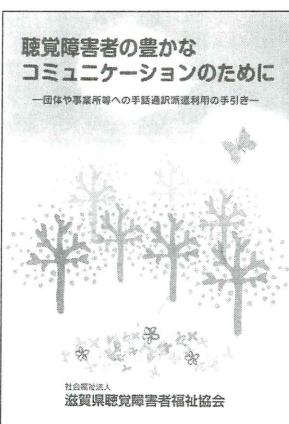
## 聴覚障害者の豊かな

### コミュニケーションのための

「団体や事業所等が手話通訳派遣を利用する際の手引きを作成しました」

1981（昭和56）年、国際障害者年で「障害者の完全参加と平等」が謳われてから聴覚障害者の社会参加は広がりを見せていました。また近年は、障害者権利条約批准の動きもあり、今後さらに聴覚障害者の社会参加の拡大が期待されています。

当センターでは、これまで様々な団体や事業所等へ手話通訳者を派遣していますが、これからも積極的に手話通訳者の派遣を進め、聞こえる人のコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者のさらなる社会参加の一助となるように努めてまいりたいと考えております。



### 社会参加のための「補助犬」の啓発、推進を

#### 「啓発推進員を聴覚障害者センターに配置」

滋賀県では、目や耳、体の不自由な人のために働く身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の啓発活動などを行っています。

推進を図るため、担当者を採用して、県民や企業へのPR活動を開始しました。推進員は、聴覚障害者センター

平成14年10月に施行された「身体障害者補助犬法」（平成19年12月に

補助犬が同伴することを拒んではならないとされています。しかし、これまで、補助犬がペットと同様に扱われ、宿泊施設や飲食店などで同伴を断られるなどの問題が後を絶ちませんでした。そのため、補助犬に関する正確な情報を広く啓発することが求められていました。聴覚障害者センターでは、法律の完全施行を採用し、県内の企業や関係団体を訪ね、法律の周知や協力要請などを行ったことがあります。

今回の啓発、推進活動では、補助犬の使用者を訪問して同伴上の実態を調べたり、商工会や各種団体に訪問して補助犬の正確な情報を伝えること、また補助犬を広く啓発するためリーフレット（「ほじょ犬もっと知ってBOOK」）の配布などの活動を予定しています。

聴覚障害者の関係では、聴導犬の利用者は県内で1人（全国に18人）の状況です。法律の施行やこれまでの啓発活動などによって、聴覚障害者のなかにも聴導犬への関心は序々に高まっています。

これから、補助犬の啓発とともに、聴覚障害者の暮らしや聴導犬の意義

一部改正）では、どのような施設も法による認定を受けた以下の3種類の犬で次のような訓練を受けています。

**盲導犬**：耳が不自由な人のためにagnerや電話の呼び出し音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、誘導したりするよう訓練されています。「非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる」「後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる」などの訓練。

**介助犬**：手足が不自由な人のために、物を拾い上げたり、着替えを手伝ったりするよう訓練されています。「車いすの方向転換や進行を手伝う」「ドアの開閉やスイッチの操作」などの訓練。

なども普及していくたいと考えています。

### ⑤身体障害者補助犬とは

法による認定を受けた以下の3種類の犬で次のような訓練を受けています。

**聴導犬**：耳が不自由な人のためにagnerや電話の呼び出し音などを聞き分け、必要な情報を伝えたり、誘導したりするよう訓練されています。「非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる」「後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる」などの訓練。

**盲導犬**：耳が不自由な人のために、物を拾い上げたり、着替えを手伝ったりするよう訓練されています。「車いすの方向転換や進行を手伝う」「ドアの開閉やスイッチの操作」などの訓練。

## 平成21年度 各市手話講座の概要

市 町		課程	回数	期 間	曜日／時間	会場・受講生	備 考
①	草津市	入門	20	6月5日～10月16日	金曜／夜間	市役所会議室 38人	法人 委託
②	湖南市・甲賀市	入門	20	6月9日～10月27日	火曜／午後 13:30-15:30	サントピア水口 25人	
③	米原市	入門	20	6月16日～11月10日	火曜／夜間	米原市公民館 12人	
④	彦根市	基礎	21	7月2日～11月5日	木曜／夜間	彦根市障害者福祉センター 20人	
⑤	野洲市・守山市	基礎	21	7月7日～11月17日	火曜／夜間	守山市すこやかセンター 27人	
⑥	栗東市	入門	20	7月16日～11月26日	木曜／夜間	栗東市中央公民館 22人	
⑦	聴覚障害者 センター	入門	12	7月13日～10月26日	月曜／昼間 13:30-16:30	県立聴覚障害者センター 31人	
⑧	聴覚障害者 センター	基礎	18	6月12日～9月25日	金曜／昼間 13:30-16:30	県立聴覚障害者センター 15人	
⑨	東近江市	入門	23	7月7日～12月1日	火曜／夜間 19:00-21:00	東近江市役所 別館	地元 ろう協 委託
⑩	高島市	基礎	16	7月11日～11月28日	土曜／午後 13:30-16:30	安曇川公民館	

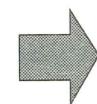
**滋賀県立聴覚障害者センターのブログは、  
携帯電話からでも見ることができます。**

携帯URL

<http://mobile.eonet.jp/t/typecast/143799/346961>

バーコードリーダーで読み取ることができます。

ブログへの投稿写真もお待ちしております。



投稿情報も受付中～。

### タツノオトシゴ

3,232市町村から1,758市町村に。平成の大合併による、平成11年3月31日と平成22年3月31日までに確定する予定の国の自治体数です。ほぼ半数になります。そして、来年3月末で国主導の合併は終了します。

社団法人滋賀県ろうあ協会は平成14年に「湖国の手話」の本を出版しました。滋賀県内の市町村の地名手話をイラストで表し、その語源や由来とともに載せています。当時は50市町村でした。現在は13市13町。村はなくなりました。新しい市町名を地元のろうあ協会が話し合い、手話表現を決めた所があります。湖南市や東近江、愛荘町など。

さらに、来年1月には湖北のいくつかの町が長浜市と合併し、3月には安土町が近江八幡市と合併することに決まりました。織田信長ゆかりの歴史ある「安土町」が自治体名から消えるのは少し寂しい気がします。

平成の大合併の目的を、国は地方分権の推進や少子高齢化に対応できる広域的な行政施策を進めるため、と言います。そして、何よりも行政経費、歳出の削減が大きな目的のようです。

さて、合併後、みなさんの市町では住民へのサービスは良くなつたでしょうか。新役場から遠くなり交通の便が悪くなつた、住民への負担が増したという声もあります。

将来の地方公共団体のあり方を含めた市町村合併の理念や目的を明確にし、本当に住民のための行政をすすめてほしいと思います。

(Y. S)